

たばこ税とは

一般的にたばこ税とは、国税の「たばこ税」と「たばこ特別税」、県税の「県たばこ税」、市税の「市たばこ税」に分けられます。このうち「市たばこ税」が市の税収となります。

たばこ税は製造業者が小売販売業者にたばこを卸す際に徴収し、製造業者が国、県、市にそれぞれ納入します（特別徴収）。税額はたばこの小売価格に反映されるため、実際の負担はたばこの購入者となります。

税 率

◇製造たばこ

たばこ税の税率（1,000 本あたり）			
地方税		国税	
市町村 たばこ税	道府県 たばこ税	たばこ税	たばこ 特別税
6,552 円	1,070 円	6,802 円	820 円

◇紙巻きたばこ三級品

紙巻たばこ三級品の税率は、令和元年 10 月 1 日の改正に伴い、一律の税率となっています。

◇加熱式たばこについて

平成 30 年度税制改正により加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法が見直され、平成 30 年 10 月以降、「重量を紙巻たばこの本数に換算する方法」から「重量及び小売定価を紙巻たばこの本数に換算する方法」になりました。

平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までの間で段階的に移行されます。

◇葉巻たばこについて

令和 2 年度税制改正により、葉巻たばこの換算方法が変更となりました。

製造たばこの区分	換算方法
軽量の葉巻たばこ	1 本につき 0.7 本として換算
軽量の葉巻たばこ 以外の葉巻たばこ	1 グラムにつき 1 本として換算